

様式1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版-

1. 工事概要

Table with columns: 発注機関名 (高知県土木部本課), 発注担当者 (高知 土木部本課), 発注機関コード*1 (390109), 担当者 (高知 土木部本課), TEL (088-000-0000)

Table with columns: 法人番号 (5000020390003), 請負会社名 ((株)建設), 建設業許可または解体工事業登録 (大臣知事), 会社所在地 (高知市丸ノ内1-2-10)

表面 注意事項

COBRISで作成されていることを示す「工事ID」が記載されていること。(計画書と実施書のIDが同一であることも確認。)

Table with columns: 工事名 (国道 号道路改築工事), 工事種別コード*2 (B), 請負金額 (1億1000万円), 工期 (平成30年5月10日から平成31年1月31日まで)

債務負担工事の場合、H30年度分のみ分割し作成・工事名の前に「(センサス用)」と記載・金額、工期、資材情報は当該年度分のみ

法人番号が入力されていること。(法人番号の指定を受けていない場合は不要)

2. 建設資材利用美施

Main table for construction materials with columns: 分類, 小分類コード*5, 規格, 主な利用用途コード*6, 利用量(A), 再生資材の名称コード*7, 再生資材利用量(B), 再生資材の供給元施設、工事等の名称, 供給元種類コード*8, 施工条件内容コード*9, 再生資材の供給元場所住所, 再生資源利用率

下に表示されているコード説明と相違がないこと。

- コード*5: コンクリートについて (1.生コン, 2.再生生コン, 3.再生生コン, 4.再生生コン, 5.再生生コン, 6.無筋コンクリート二次製品, 7.無筋コンクリート二次製品, 8.再生無筋コンクリート二次製品, 9.再生無筋コンクリート二次製品, 10.再生無筋コンクリート二次製品)

- コード*6: アスファルト・コンクリートについて (1.表層, 2.基層, 3.上層路盤, 4.歩道, 5.その他), 土砂について (1.道路路体, 2.路床, 3.河川築堤, 4.構造物等の裏込材, 埋戻し, 5.宅地造成用, 6.水面埋立用, 7.ほ場整備(農地整備), 8.その他), 砕石について (1.舗装の下層路盤材, 2.舗装の上層路盤材, 3.構造物の裏込材, 基礎材, 4.その他), 塩化ビニル管・継手について (1.水道(配水)用, 2.下水道用, 3.ケブル用, 4.農業用, 5.設備用, 6.その他), 石膏ボードについて (1.壁, 2.天井, 3.その他)

- コード*7: コンクリートについて (1.再生生コン, 2.再生生コン, 3.再生生コン, 4.再生生コン, 5.再生生コン, 6.再生生コン, 7.再生生コン, 8.再生生コン), 再生有筋コンクリート二次製品 (1.再生有筋コンクリート二次製品, 2.再生有筋コンクリート二次製品, 3.再生有筋コンクリート二次製品, 4.再生有筋コンクリート二次製品), 木材について (1.再生木材, 2.再生木材), 再生木質ボード (1.再生木質ボード, 2.再生木質ボード), アスファルト・コンクリートについて (1.再生粗粒度アスコン, 2.再生密粒度アスコン, 3.再生細粒度アスコン, 4.再生開粒度アスコン, 5.再生改質アスコン, 6.再生改質アスコン, 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材, 8.その他), 土砂について (1.第一種建設発生土, 2.第二種建設発生土, 3.第三種建設発生土, 4.第四種建設発生土, 5.第四種建設発生土, 6.第四種建設発生土, 7.第四種建設発生土, 8.第四種建設発生土), 砕石について (1.再生クラッシャーラン, 2.再生粒度調整砕石, 3.鉱さい, 4.その他), 塩化ビニル管・継手について (1.再生塩化ビニル管, 2.再生塩化ビニル管), その他の建設資材について (1.再生建設資材, 2.再生建設資材)

- コード*8: 再生資材の供給元について (1.現場内利用, 2.他の工事現場(内陸), 3.他の工事現場(海内), 4.再資源化施設, 5.土砂ストックヤード, 6.その他), 施工条件について (1.現場内利用, 2.再生材の利用の指示あり, 3.再生材の利用の指示なし)

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した場合は、コードの説明が表示されます。(この中に無いコードは使用しない。)

様式2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 -

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第三位まで	現場内利用・減量		現場外搬出について										再生資源利用促進率 ...+... (%)	
		現場内利用 用途コード*10 小数点第三位まで	減量化 減量法コード*11 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかにを付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 千メートル	搬出先の種類 コード*13	現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	再生資源利用促進量		
資材廃棄物	コンクリート塊	350.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 産業	公共 民間	3	知県高知市本町	3:9:2:0:1	2:0:km	5	350.000 トン	0.000 トン	350.000 トン	100.0 %
	建設発生木材A (柱、ボードなど木質部材が廃棄物となったもの)				搬出先2	公共 民間				km					
	建設発生木材B (立木、樹皮などが廃棄物となったもの)				搬出先1	公共 民間				km					
	建設発生木材C (立木、樹皮などが廃棄物となったもの)				搬出先2	公共 民間				km					
建設廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	100.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 産業	公共 民間	3	高知県高知市本町	3:9:2:0:1	2:0:km	4	100.000 トン	0.000 トン	100.000 トン	100.0 %
	その他がれき類				搬出先2	公共 民間				km					
	建設発生木材B (立木、樹皮などが廃棄物となったもの)				搬出先1	公共 民間				km					
	建設発生木材C (立木、樹皮などが廃棄物となったもの)				搬出先2	公共 民間				km					
	建設汚泥				搬出先1	公共 民間				km					
	金属くず				搬出先2	公共 民間				km					
	腐食化ビニル管・継手				搬出先1	公共 民間				km					
	廃プラスチック(腐食化ビニル管・継手を除く)				搬出先2	公共 民間				km					
	廃石膏ボード				搬出先1	公共 民間				km					
	紙くず				搬出先2	公共 民間				km					
	灰み(飛散性)				搬出先1	公共 民間				km					
	その他の分別された廃棄物				搬出先2	公共 民間				km					
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)				搬出先1	公共 民間				km					
搬出先2	公共 民間				km				km						
建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間				km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第二種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間				km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第三種建設発生土	3500.000 地山m ³	2000.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 県道 道路改築工事	公共 民間	1	高知県高知市愛宕町	3:9:2:0:1	1:0:km	5	1000.000 地山m ³	地山m ³	1500.000 地山m ³	100.0 %
	第四種建設発生土	500.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先2 高知市 町ストックヤード	公共 民間	2	高知県高知市 町	3:9:2:0:1	2:0:km	5	500.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	浸漬土以外の泥土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 砕石工業	公共 民間	2	高知県高知市	3:9:2:0:1	2:0:km	10	500.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.0 %
	浸漬土(建設汚泥を除く)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間				km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	合計	4000.000 地山m ³	2000.000 地山m ³	地山m ³								2000.000 地山m ³	地山m ³	1500.000 地山m ³	87.5 %

下に表示されているコードの説明と相違が無いこと。
「コンクリート塊」や「アスファルト・コンクリート塊」は中間処理施設への搬出が義務付けられています。(平成19年3月26日付け18高建管第883号)

再生資源利用促進率が目標値を達成していること。未達成のものについては内容を確認すること。

<p>コード*10</p> <p>1. 路盤材 2. 裏込材 3. 埋戻し材 4. その他</p>	<p>コード*11</p> <p>1. 焼却 2. 脱水 3. 天日乾燥 4. その他</p>	<p>コード*12</p> <p>施工条件について</p> <p>1. A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2. B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3. 自由処分</p>	<p>コード*13</p> <p>【建設廃棄物の場合】</p> <p>1. 売却 2. 他の工事現場 3. 広域認定制度による処理 4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6. 中間処理施設(サーマルリサイクル) 7. 中間処理施設(単焼却)</p> <p>8. 廃棄物最終処分場(海面処分場) 9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)</p>	<p>【建設発生土の場合】</p> <p>1. 売却 2. 他の工事現場(内陸) 3. 他の工事現場(海面) 4. 土質改良プラント 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)</p> <p>6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合) 7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10. 土捨場・残土処分場</p>
---	---	--	---	---

6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した場合は、コードの説明が表示されます。(この中に無いコードは使用しない。)